

平成24年11月29日 判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 取立権確認請求事件

口頭弁論終結日 平成24年11月22日

判	決
原告	国
被告	Y株式会社

主 文

- 1 原告と被告との間において、別紙供託金目録記載の供託金につき、原告が還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨及び原因

別紙記載のとおり

第2 被告の答弁

被告は、請求の原因第2項(3)の事実、同3項(2)引用の各最高裁判決の内容、(3)アの主張をいずれも認め、その他の事実は不知であるとして原告の請求を争い、請求棄却判決を求めるものである。

第3 当裁判所の判断

上記争いのない事実の他、別紙請求の原因欄に引用の各甲号証によれば、被告が不知とする各事実について、これらを認めることができる。これらの事実によれば、原告の請求は理由がある。

東京簡易裁判所民事第2室

裁判官

坂本昌弘

第1 請求の趣旨

- 1 原告と被告との間において、別紙供託金目録記載の供託金につき、原告が還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

- 1 原告が本件滞納会社に対して有する本件租税債権の存在

原告（所管庁・東京国税局長）は、東京都大田区所在のA株式会社（以下「本件滞納会社」という。）に対し、平成19年10月3日現在、別紙租税債権目録1記載のとおり、既に納期限を経過した本税、加算税及び延滞税の合計1822万0583円（他に未確定延滞税あり。甲第1号証の1）の租税債権（以下「本件租税債権」という。）を有していた。

そして、上記租税債権の額は、平成21年12月21日現在、別紙租税債権目録2記載のとおり、合計1717万7883円（甲第1号証の2）、平成22年1月5日現在、別紙租税債権目録3記載のとおり、合計1717万7883円（甲第1号証の3）、平成24年7月31日現在、別紙租税債権目録4記載のとおり、合計1717万7883円（甲第1号証の4）となっており、さらに、平成24年8月1日以降、国税通則法及び租税特別措置法所定の延滞税が加算された額の全てが未納となっている。

なお、本件租税債権について、東京国税局長は、国税通則法43条3項の規定に基づき、大森税務署長から徴収の引継ぎを受けている。

- 2 原告が別紙供託金目録記載の供託金に係る還付請求権の取立権を取得した経緯

（1）本件債権の存在

本件滞納会社は、東京都港区所在のB株式会社（以下「本件第三債務者」という。）に対し、平成14年10月1日付け取引基本契約（以下「本件基本契約」という。甲第2号証）に基づく平成19年3月分の印刷請負代金2

7万2790円の支払請求権（支払日は同年4月末日）を有していた（以下「本件債権」という。甲第3号証、第4号証）。

なお、本件基本契約24条は、「乙（引用者注：本件滞納会社）は、相手方（引用者注：本件第三債務者）の書面による承諾なしに、本契約および個別契約により生じる権利および義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、もしくは担保に供してはならない。」と規定しており、本件債権には、いわゆる譲渡禁止特約が付されていた（甲第2号証）。

（2）本件滞納会社からC社への債権譲渡

本件滞納会社は、平成18年10月31日、東京都渋谷区所在（平成20年9月8日、東京都杉並区へ本店移転）の株式会社C（以下「C社」という。）との間において、平成18年1月13日付け金銭消費貸借契約等継続取引に関する約定書に基づく債務の担保として、本件滞納会社がその取引先に対して有する債権をC社に譲渡する旨の債権譲渡担保差入契約を締結した（甲第5号証）。

そして、本件滞納会社及びC社は、同年10月31日9時51分「譲渡人」及び「原債権者」を本件滞納会社、「譲受人」をC社、「債務者」を本件第三債務者、「登記原因及びその日付」を同日譲渡担保、「債権の種類」を売掛債権、「債権の発生年月日（始期）」を同年9月1日、「債権の発生年月日（終期）」を平成19年8月31日として、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「債権譲渡特例法」という。）4条1項に基づく債権譲渡登記をした（以下「本件債権譲渡登記」という。甲第6号証）。

なお、本件滞納会社は、平成19年4月2日、本件第三債務者に対し、確定日付（平成19年4月2日）のある債権譲渡通知書及び本件債権譲渡登記に係る登記事項証明書を送付し、上記書類は、同月3日、本件第三債務者に到達した（甲第7号証。甲第3号証3枚目参照）。

(3) 本件滞納会社は、本件第三債務者に対し、本件債権を被告へ譲渡した旨の通知をしたこと

本件滞納会社は、平成19年3月29日、本件第三債務者に対し、本件債権を被告に譲渡した旨が記載された確定日付（平成19年3月29日）のある債権譲渡通知書を送付し、上記書面は、同月30日、本件第三債務者に到達した（甲第8号証。甲第3号証3枚目参照）。

(4) 原告は本件債権を差し押えたこと

原告は、平成19年10月3日、本件租税債権を徴収するため、国税徴収法（以下「徴収法」という。）47条1項及び62条の規定に基づき、本件債権を差し押さえ、同日、本件第三債務者に対し、債権差押通知書を送達した（甲第9号証、甲第10号証）。

(5) 本件第三債務者は本件供託を行ったこと

前記(2)ないし(4)で述べたとおり、本件第三債務者は、本件債権に関し、C社に譲渡した旨の債権譲渡通知書及び本件債権譲渡登記に係る登記事項証明書、被告に譲渡した旨の債権譲渡通知書並びに原告の債権差押通知書の送達を相次いで受けたものの、本件債権には譲渡禁止特約が付されていたため、平成19年12月14日、本件第三債務者の過失なくして真の債権者を確知できないとした上で、法令条項を民法494条とし、本件債権の全額である27万2790円を東京法務局に供託した（東京法務局平成19年度金第 号、以下「本件供託」といい、供託した金銭を「本件供託金」という。甲第3号証）。

(6) 原告からC社への物的納税責任に関する告知

原告は、平成21年12月21日、法定納期限等が本件債権譲渡登記の日（平成18年10月31日）以降となっている租税債権（別紙租税債権目録2のうち順号11及び12）を除いた上で、徴収法24条4項の規定に基づき、本件債権の差押えを同条3項の規定による差押えとして滞納処分を続行することとし、譲渡担保権者C社に対し、同条2項の告知をするとともに、C社の所在地

を管轄する杉並税務署長及び本件滞納会社にその旨を通知した（甲第 1 1 号証）。

（7）原告による本件供託金に係る還付請求権の取立権の取得

原告は、平成 2 2 年 1 月 5 日、別紙租税債権目録 3 記載の租税債権（順号 1 1 及び 1 2 を除く）を徴収するため、徴収法 2 4 条 3 項及び 6 2 条の規定に基づき、C 社が有する本件供託金の還付請求権（以下「本件還付請求権」という。）を差し押さえ（甲第 1 2 号証）、これに係る債権差押通知書は、同月 6 日、東京法務局供託官に送達された（甲第 1 3 号証）。

したがって、原告は、徴収法 6 7 条 1 項に基づき、本件還付請求権の取立権を取得した。

3 本件還付請求権の取立権取得に関する原告の主張

（1）C 社は、本件債権を有効に譲り受けたこと及び第三者対抗要件を具備したこと

ア C 社は、本件債権を有効に譲り受けたこと

指名債権は、原則として自由に譲渡し得るものであるが（民法 4 6 6 条 1 項本文）、譲渡禁止特約が付された債権は譲渡することができず（民法 4 6 6 条 2 項本文）、譲渡禁止特約に反して行われた債権譲渡は無効である（なお、譲渡禁止特約が付された債権であっても差押えが許されることについては、最高裁昭和 4 5 年 4 月 1 0 日第二小法廷判決・民集 2 4 卷 4 号 2 4 0 ページ）。

この譲渡禁止特約は、善意の第三者に対抗できないところ（民法 4 6 6 条 2 項ただし書）、譲受人が譲渡禁止特約の存在を知らなくても、これについて重過失がある場合には、悪意と同視して、その債権を取得することはできない（最高裁昭和 4 8 年 7 月 1 9 日第一小法廷判決・民集 2 7 卷 7 号 8 2 3 ページ）。

これを本件についてみると、前記 2（1）で述べたとおり、本件債権には、譲渡禁止特約が付されているところ、本件債権に譲渡禁止特約が付さ

れていることについて、C社が悪意であったことを認めるに足る証拠はない。むしろ、仮にC社が譲渡禁止特約の存在について悪意であったとすれば、債権譲渡の有効性に疑義のある債権をあえて譲り受ける可能性は低いから、C社は譲渡禁止特約の存在について善意であったと考えるのが自然である。

また、本件債権は、印刷請負代金の支払請求権であるところ、印刷請負契約に係る債権債務に譲渡禁止特約が付されていることが一般的であるとは言えず、C社が、本件債権に特に譲渡禁止特約が付されていたことを容易に知り得たというような事情も見当たらないのであるから、これを知らなかったとしても、重過失があったとはいえない。

したがって、C社は、本件滞納会社から、本件債権を有効に譲り受けたと認められる。

イ C社は、第三者対抗要件を具備したこと

本件債権譲渡登記の目的債権は、平成18年9月1日から平成19年8月31日までに発生する売掛債権である。そして、本件債権は、支払日を平成19年4月末日とする同年3月分の印刷請負代金債権であるから、本件債権譲渡登記の目的債権に含まれることが明らかである。

そうであるから、C社は本件債権譲渡登記により、本件債権の譲渡についての登記を具備したといえる。そして、債権譲渡特例法4条1項は、法人による債権譲渡において債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされた場合、当該債権の債務者以外の第三者については、民法467条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす旨を定めている。

したがって、C社は、本件債権の譲渡について、本件債権譲渡登記という第三者対抗要件を具備している。

(2) 債権譲渡間の優劣及び債権譲渡と差押えとの間の優劣

同一の債権について複数の債権譲渡が競合した場合、譲受人相互の間の優

劣は、確定日付のある証書による譲渡通知が債務者に到達した日時又は確定日付のある証書による債務者の承諾日時の先後によって決まる（最高裁昭和49年3月7日第一小法廷判決・民集28巻2号174ページ）。また、滞納処分による差押えと債権譲渡とが競合した場合も同様に、債権差押通知書の送達日時と確定日付のある証書による譲渡通知の到達日時等の先後によって決まる（最高裁昭和58年10月4日第三小法廷判決・判例タイムズ512号103ページ）。

これを本件についてみると、前記2（3）及び（4）で述べたとおり、本件債権譲渡登記がされた日（平成18年10月31日。甲第6号証）は、本件滞納会社が本件債権を被告に譲渡した旨の債権譲渡通知書が本件第三債務者に到達した日（平成19年3月29日頃、甲第8号証）や、原告の本件債権の差押通知書の送達日（同年10月3日、甲第9号証）よりも先である。

したがって、本件滞納会社のC社に対する本件債権の譲渡は、本件債権について競合する被告への債権譲渡及び原告の債権差押えよりも優先する。

（3）C社は本件還付請求権につき物的納税責任を負担すること

ア 物的納税責任

徴収法24条は、納税者が国税を滞納した場合において、納税者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているもの（以下「譲渡担保財産という。」）があるときは、抵当権等の他の担保権と同様、国税債権と譲渡担保の被担保債権との優劣を国税の法定納期限等と譲渡担保設定時期との先後関係により決することとし、国税債権が優先するときは、納税者の財産について滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができるとして（徴収法24条1項及び8項）、譲渡担保権者の物的納税責任を定めている。また、同条4項は、譲渡担保財産を同条1項の納税者の財産として行った差押えは、同条1項の上記要件、すなわち、その譲渡担保

財産以外に滞納国税に充てるべき十分な財産がないと認められる場合に限
り、第二次納税義務者とみなされた譲渡担保権者の財産として行った同条
3項の規定による差押えとして、滞納処分を続行することができる旨定め
ている。

イ 本件還付請求権が譲渡担保財産に該当すること

本件債権は、C社が、平成18年10月31日、本件滞納会社との間で
同年1月13日付け金銭消費貸借契約等継続取引に関する約定書に基づく
債権を担保するため、本件滞納会社から譲り受けた債権であるから、譲渡
担保財産であることは明らかである。また、本件債権譲渡登記の登記原因
が、譲渡担保とされていることから（甲第6号証1枚目）、本件債権が
譲渡担保財産であることが裏付けられる。

ところで、弁済供託（民法494条）は、弁済者の申請により供託官が
債権者のために供託物を受け入れ管理するものであり、民法上の寄託契約
の性質を有すると解されるところ、供託の原因債権と供託金還付請求権と
は債権発生原因や債務者が異なるため、両者は飽くまでも別個の債権であ
ると解される。

しかしながら、供託の原因債権と供託金還付請求権とは、形式的に別個
の債権であるものの、両者は性質及び内容において実質的に同一と考えら
れる（甲斐道太郎「注釈民法（12）」298ページ）。この点、最高裁
平成元年10月27日第二小法廷判決（民集43巻9号1070ページ）
及び大分地裁平成16年3月26日判決（訟務月報51巻5号1315ペ
ージ）も、供託の原因債権と供託金還付請求権との間に価値代替物として
の同一性を認めることを前提とした判断をしているものと解される。

このように、供託の原因債権と供託金還付請求権とは、実質的に同一の
債権であり、供託金還付請求権は原因債権が転化したものと解されるから、
譲渡担保財産である原因債権が供託された場合、当該供託金の還付請求権

も譲渡担保財産としての実質を有すると解される。これを本件についてみると、C社が有する本件還付請求権は、本件供託の原因債権である本件債権が転化したものであるから、徴収法24条1項の譲渡担保財産に該当する。

ウ 原告による本件還付請求権の取立権の取得

本件滞納会社の滞納国税は、平成21年12月21日の時点で、1717万7883円（他に未確定延滞税あり。）であった（甲第1号証の2）。そして、本件滞納会社は、事実上倒産状態となっており（甲第14号証）、みるべき財産を有しておらず、本件滞納会社の財産について滞納処分を執行しても、なお徴収すべき国税に不足すると認められた。

そして、本件債権譲渡登記の日は、平成18年10月31日であるところ、本件滞納会社の滞納国税の法定納期限等はそれより前である（ただし、別紙租税債権目録2の順号11および12を除く。別紙租税債権目録2の順号1ないし10及び13ないし33の法定納期限等欄参照）から、本件債権は、本件租税債権（ただし、別紙租税債権目録2の順号11及び12を除く。）の法定納期限等後に譲渡担保財産となっている。

したがって、原告は、本件還付請求権を譲渡担保財産として、徴収法24条に基づく滞納処分をすることができる。

本件の場合、原告は、譲渡担保財産である本件還付請求権について、C社を第二次納税義務者とみなして滞納処分を執行することができる（徴収法24条3項）。そして、前記2で述べたとおり、原告は、本件還付請求権を既に差押済みであり、徴収法24条4項に基づき、当該差押えを同条3項の規定による差押えとして滞納処分を続行し、これによってC社が有する本件還付請求権の取立権を取得した。

（4）本件訴訟の必要性（確認の利益）

以上のとおり、原告は、本件還付請求権の取立権を有しているところ、原

告が取立権の行使として本件供託金の払渡しを受けるためには、本件滞納会社及び被告の承諾が必要であり、本件滞納会社はこれに応じたが（甲第15号証）、被告は、平成20年7月31日に解散し、同年10月1日に清算終了となっており、承諾する者が存在しないため、必要な承諾を得ることができない（甲第16号証）。

そこで、原告が本件供託金の払渡しを受けるためには、原告と被告との間で、原告が本件還付請求権の取立権を有することの確認を求める必要がある。

4 結語

よって、原告は、被告に対し、原告と被告との間において、原告が別紙供託金目録記載の供託金につき還付請求権の取立権を有することの確認を求める。

以 上